

## 基本制度検討ワーキンググループ報告に盛り込むべき事項 (高岡私案)

### (提案の趣旨)

基本制度WGにおいて積み上げた議論を踏まえて事務局から提出された「報告（案）」を見ると、概ね、WGにおいて検討すべき（と期待された）事項は網羅されていると考えます。本WGの検討も、概ね年度内を限度として結論を得る必要があるものと思量し、これまでの議論を整理し、「最終報告に盛り込むべき事項（私案）」を作成してみました。

特別部会での議論でも明らかのように、検討すべき課題は極めて多岐にわたり、また各委員から提起された意見も多様です。基本制度WGとして部会への検討結果の報告にあたって、より論点を明確にし、その責務を果たすことが求められています。その際、「審議経過報告」を踏まえ、個々の論点に一定の方向性を定める「深掘り」が重要であり、特別部会に課せられた「答申」の作成という課題に資する内容が求められることは言うまでもありません。

また、今回事務局から事前提出された「骨子案（たたき台）」の論点は、「教職生活の全体を通じた資質能力の向上」を実現する制度設計（将来の法改正を含む全体改革）とともに、「当面改善すべき課題」を整理したものになっており、この方向性に添って検討しました。

### I 現状と課題

#### —高度専門職としての教員の養成、研修の改革の必要性—

##### 1. 新たな社会の創造と学校、教員に期待される役割

###### (報告書記載の例示)

###### 1. 新たな社会の創造と学校、教員に期待される役割

○現代社会は、情報化、グローバル化、少子・高齢化等の急激な進展に示されるように「変化と変貌」を特徴とする。21世紀初頭という時代を生きるわが国は、すでに世界に先駆けて、知識基盤（創造）社会・生涯学習社会といった人類未踏の領域の入り口に立っている。

- こうした時代を背景に、次代を担う子どもたちの教育の新たな姿について、1980年代当初以降、臨時教育審議会を嚆矢に、様々な制度改革が構想されかつ着実に実行されてきた。近年、その成果は、教育基本法、学校教育法等の改正等によって具体に表現されるとともに、学習指導要領の改訂という成果に結実している。こうした成果は、子どもたちの学びの世界の変革を促し、21世紀の学校と子どもの学びの創造という教育改革の目標を明示することとなった。
- 一方、現代の学校教育が抱える課題はますます多様化・複雑化の様相を呈しており、それらの解決や改善が大きな社会的課題であることも論を待たない。成熟社会が現出した社会の高度化、多様化、複雑化の中で、学校教育は、21世紀を生き抜く日本人の育成、次代を担う子どもの教育という課題を見据えつつ、自らの改革・改善に早急に取り組まねばならない。
- このような社会的背景の中で、学校教育の主要な担い手である教員には、従来にも増して、子どもの教育に関する高度かつ広範な専門的知見と実践的力量が求められている。まさに、高度な専門的職業としての教師像の確立が急務であるとともに、「学び」の専門家として、また教員自らが「学び続ける」職業人として、社会的尊敬の対象となる新たな教師像の確立が求められている。
- 今後10年間に多くのベテラン教員が退職することが確実であり、学校教育に期待される新たな課題の解決のために、新規採用者を含むすべての教員の資質能力の向上が求められている。

## 2. これからの教員に求められる資質能力と養成、研修の改革の必要性

### II 教員の資質能力向上に向けた改革の基本的な考え方と方向性

#### 1. 改革の基本的方向

—教員の生涯職能成長を支援し、「学び続ける教員像」を確立する—

- 養成・任用・研修の一体改革を明示。

#### 2. 教員免許制度の改善方策

##### (1) 教員養成の修士レベル化

- 高度な実践的指導力の育成をめざすために、養成の修士レベル化と「一般免許状」制度を実現する。

- 学士レベルの教職課程を『基礎免許状』取得段階と規定し、専門職としての教職に必要な基礎的知識と実践的指導力の基礎の修得段階と位置づける。
- 『基礎免許状』に有効期限を明示。初任研受講義務を課し上申義務を明示する他、任用および人事上の制限を設ける（たとえば担任、主任等に採用しない等）
- 修士レベルにおいて修得すべき実践的指導力を、「教育と教職についての高度な専門的知識に裏打ちされた、研究的および省察的能力」と定位。

## (2) 新たな免許制度の創設と養成の修士レベル化

『基礎免許状』、『一般免許状』、『専門免許状』、『特別免許状』等

学士課程および修士レベルの教職課程については、本改革を契機に抜本的改善を実施する必要がある。その際、免許法を養成の最低基準と見なし、改めて大学独自の「養成しようとする教員像」、「プログラムの特徴・独自性」、「管理運営体制」等について説明責任を明示する必要がある。

### ○学士課程の養成カリキュラムと質保証

- ①基礎免許状取得のための「教職科目」、「教科専門科目」の見直し
- ②「架橋領域科目」の新設
- ③教育実習の改善（「実習公害」除去の実現）

※ 教育実習（5単位）→「教育インターンシップ」、「教育体験活動」等  
多様化を促進。タイプ別（基礎免許による採用試験受験希望者、進学者、免許のみ取得希望者等）に大学が独自に実習プログラムを設定。

### ○修士レベルの養成カリキュラムと質保証

- ①教職大学院モデルの活用
  - ②教員養成系大学院の改革
  - ③一般大学院における「教職コース」の設置
- ※ 教職大学院を中心に拠点大学化
- ※ 修士レベルの必須教育内容を「教育実践研究科目（実習ベースの課題研究科目）」（教職大学院の実習をモデル）に設定、すべての大学院コースの必修領域として8～10単位程度制度化。教員養成系大学院は、これにさらに24単位程度の養成プログラムを構築。  
一般大学院では、教職コースとして8～10単位を別途習得させる。  
→ 現行の専修免の実質的改善も可能。

- ※ 教職大学院、教員養成系大学院（私学を含む）、一般大学院による地域コンソーシアムの構築 → 教職大学院の拠点大学院化の促進（数的増加も期待）

### 3. 研修の高度化、可視化としての『専門免許状』制度の創設

- 主幹、教頭、副校長、校長に「学校経営」専門免許を義務化。取得は主幹および教頭在職時までに義務づけ（事前取得も有）。  
その他、教科指導、特別支援教育、生徒指導・教育相談等。

現職教員研修を、生涯職能成長の観点から再構築。専門免許状取得システムにより「学ぶ教員像」の可視化を実現する。その際、

- 「専門免許状」取得方法（ルート）を多様に準備する。たとえば、  
①教職大学院等、大学院修学による取得。  
②大学が提供する「履修証明プログラム」による取得。  
③教員研修センター等、研修実施機関が実施するプログラムによる取得。  
④都道府県等が行う「研修」の受講とその記録の蓄積による取得。

## III 当面取り組むべき課題

### －大学、教育委員会、国に期待される役割－

#### 1. 大学に期待される役割、改革の方向

- 教員養成カリキュラムの改善  
○教員養成のための組織、体制の整備  
・教職課程管理・運営体制の改善、「教職課程センター」の整備  
○現職教育への対応  
・教育委員会との協働

## 2. 教育委員会に期待される役割、改革の方向

- 養成段階における大学等との連携・協働の推進
- 現職研修の組織化、体系化のための大学等との連携・協働の推進
- 教員採用の改善のための大学等との連携・協働の推進

## 3. 国に期待される役割、改革の方向

- 課程認定制度の改善
- 養成・研修の改善に資する先導的試行への支援
- 教員研修センターの機能の拡充
- 教員養成系大学・学部および大学院の組織・プログラム等の見直し

## VI その他、今後検討すべき課題